

新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針

令和2年7月3日

新型コロナウイルス感染症飯山市対策本部

1、現在の状況について

- (1) 政府は令和2年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態を宣言し、全都道府県を緊急事態措置の実施すべき区域と定め感染拡大防止対策を強化した。その結果、感染者数は減少し、5月15日に39県で、5月21日に2府1県で、5月25日には残る1都1道3県でも緊急事態宣言が解除された。宣言の解除後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととしている。
- (2) 県内においては、4月下旬より感染者数が減少し、5月13日以降、新規感染者は確認されていない。ただし、県では、感染リスクはいまだに存在しているとの認識であり、「新しい生活様式の定着を推進すること」「医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めること」「県民の生活を支え、経済の再生を図ること」の3点を重点に対策を進めている。
- (3) 長野県北信保健所管内では、4月17日に1名の感染者が確認され、その後その親族などから7名の感染者が確認されたため、県はクラスター（集団感染）発生事例として4月23日に北信圏域の発生段階区分を「レベル2（域内感染発生期）」とした。その後、新規感染者が発生しなかったため5月9日に「レベル1（域内発生早期）」となった。4月25日以降、管内から新たな感染者は発生していない。

2、今後の基本方針

- (1) 現時点でとるべき対策の目標は、国や県の方針を踏まえたうえで、引き続き、感染拡大防止策を図り飯山市内での感染の発生を可能な限り防ぎ、市民の生命と健康を守ることにある。この目標を達成するため、まん延防止策として「三つの密」を避けることを徹底するとともに①クラスター（患者集団）による集団感染を防止すること、②接触機会の低減を促進すること、③高齢者や基礎疾患のある方など重症化しやすい方を守ること、④市民の行動変容を促進すること、⑤国が示した「新しい生活様式」への移行を推進すること、を最重点課題として感染防止に取り組んでいく。
- (2) 市民生活や地域経済に影響が生じていることから、社会・経済に与える影響が最小になるように必要な対応を行う。

3、具体的な取り組み

- (1) 市民等に対する正確な情報提供の強化・徹底
市民の不安を払しょくするため、様々な媒体を活用した迅速で正確な情報提供を行う。（ホームページ、防災無線、facebook、広報など）
- (2) 感染予防策
 - ア 集団感染が確認された場に共通する次の3つの条件を避けるための取り組みを進める。
 - ①「換気の悪い密閉空間」を避ける
 - ②「多数が集まる密集場所」を避ける
 - ③「間近で会話や発声をする密接場面」を避ける
 - イ 国が示した「新しい生活様式」への移行を推進する。
 - ウ こまめな手洗い、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を周知徹底する。
 - エ 発熱や咳などの風邪症状がある方は外出しないよう要請する。
 - オ 感染拡大を防ぐため、できるだけ外出は控える、外出する場合は人との間隔を空

ける（できるだけ2m、最低1m）、マスクを着用する、家に帰ったら手や顔を洗うなどの感染防止対策を行うよう呼びかける。

カ 新規感染者数が比較的高い水準にある地域との往来については慎重に対応するよう呼びかける。

キ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口及び感染が疑われる際の受診の目安を周知徹底する。

(3) イベント等の判断基準について

ア 市で主催するイベント等については、別紙「市主催のイベント・会議など多くの人が参加する場での新型コロナウイルス感染対策のあり方について」のとおりとする。

イ 民間等が開催するイベント等については、国・県の対応方針及び業種別ガイドラインに沿って実施するよう要請する。

(4) 経済対策

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて業況が悪化した事業者等を対象に、適切な支援策を講じる。また、中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口を、飯山商工会議所内に共同設置する。なお、国の経済対策の積極的な活用を推奨する。

(5) 市組織における感染拡大防止対策

ア 各施設への消毒薬の設置とこまめな消毒を行い感染防止を図る。

イ 高齢者や持病のある方など重症化しやすい方と接する機会の多い市職員について、感染を防ぐために感染予防対策を周知徹底するとともに、発熱や感冒症状の確認、報告や感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応を行う。

ウ 公共施設については各施設が果たすべき役割及び利用の実態等を勘案のうえ、感染状況に応じて閉鎖等の措置を講ずる。

(6) 関係機関との連携強化

ア 国・県からの情報を収集し連携して感染拡大防止対策を実施する。

イ 市内他機関や他団体に対して、国・県・市の対策等について理解いただき同様の対策を施すよう呼びかける。

(7) 感染者、医療従事者等への配慮

感染者、濃厚接触者やその家族、医療・介護等従事者、市外に滞在していた方などに対する不当な差別や偏見、いじめなどが生じないよう冷静な行動を呼びかける。

市主催のイベント・会議など多くの人に参加する場での
新型コロナウイルス感染対策のあり方について

飯山市

【参加者について】

[6/19～7/9]

- ・屋内については1,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数とする。
- ・屋外については1,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保する（できるだけ2m）。
- ・全国的又は広域的な人の移動が伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

[7/10～7/31]

- ・屋内については5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数とする。
- ・屋外については5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保する（できるだけ2m）。
- ・全国的又は広域的な人の移動が伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

【入場制限について】

- ・発熱のある方、強いだるさや息苦しさのある方、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は参加を認めない。
- ・過去14日以内に発熱や感冒症状があった方は参加を認めない。
- ・緊急事態宣言地域や外国への訪問歴、居住歴が14日以内にある方の参加は認めない。
- ・参加者から感染者が発生した場合に備え、入場時に参加者の連絡先（氏名、住所、電話番号など）を確認し記録する。会議の場合は出席者名簿を作成する。
- ・上記4点について受付時に確認を行う。

【入退場について】

- ・入退場時、休憩時に出入口やトイレ内などを密接場面としないように、時間差で入退場する、導線を工夫するなど配慮する。
- ・入場時に行列が予想される場合は対人距離を確保する（できるだけ2m、最低でも1m）。床に間隔を示す目印をつけることが望ましい。
- ・入場前に、30秒以上の石鹸と流水での手洗い、又はエタノール系消毒液での手の消毒を行うよう求める。
- ・参加者にマスクの着用を求める（忘れた方などのために一定程度用意しておく）。

【会場等について】

- ・対人距離を確保する（できるだけ2m、最低でも1m）。
- ・換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的（1時間に2回以上）に外気を取り入れる換気を実施する。
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を最低限となるよう工夫する。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。（トイレ、テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、受付用の筆記具、スリッパなど）消毒時はマスク、手袋着用が望ましい。
- ・消毒薬は次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%～0.1%）など消毒効果のあるものを用いる。
- ・トイレには蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・トイレではハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。できればトイレにペーパータオルを設置する。
- ・使用済みマスク、鼻水・唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ごみを回収する際はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は必ず石鹸と流水で手

指を洗う。

- ・ 飲食が伴うイベントの場合は感染防止対策を徹底して行う。
- ・ 大きな発声を控えるよう促す（イベント時の声援などは控える）。
- ・ 高齢者や持病のある方が参加する場合は、感染した際の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応をおこなう。

【懇親会等について】

- ・ 会議終了後に懇親会等を行う場合には、感染防止策を徹底して行う。

【業種別ガイドラインについて】

- ・ 業種別ガイドラインが策定されている施設については、それぞれのガイドラインに沿って対応を実施する。